

大分県介護事業所等に対するサービス継続支援(物品等購入支援)事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、介護サービス事業所・介護施設等(以下「介護事業所等」という。)が、物価高騰の影響がある中でも、必要な介護サービスを円滑に継続できるよう、将来的に必要となる設備・備品の購入費用等に対して支援するため、予算の定めるところにより大分県介護事業所等に対するサービス継続支援(物品等購入支援)事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則(昭和56年大分県規則第34号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 この補助金の交付対象者は、交付申請日時点において、大分県内で次の各号に定める介護事業所等(令和7年4月1日から交付申請日までの全期間において事業を休止している事業所を除き、高齢者へのサービス提供に当たり、介護保険法及び老人福祉法等で規定する設備基準、人員基準、運営基準を満たすもの。以下「交付対象事業所等」という。)を所管し、今後も事業を継続する意思を有する者とする。

(1)入所施設

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、短期入所生活介護事業所(空床利用型を除く。)、養護老人ホーム、軽費老人ホーム

(2)通所系サービス事業所

通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所

(3)訪問系サービス事業所

訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所

(4)居住系サービス事業所

特定施設入居者生活介護(養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く。)、認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護(養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く。)

(補助対象経費等)

第3条 この補助金は、次の各号に定める事業を対象とし、別表1に定める種別に応じて、同表に定める基準額の範囲内で別表2に定める経費を対象に交付する。ただし、消費税及び地方消

費税は補助対象経費に含まない。この場合、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 介護サービスを円滑に継続するための対応

介護事業所等が気候変動の影響による猛暑などの様々な困難な事態下において、介護サービスを継続するために必要な費用の一部を補助する。

(2) 災害備蓄等への対応

介護事業所等が災害発生時において、介護サービスを継続するために必要な費用の一部を補助する。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条第1項で規定する交付申請書は、次に掲げる書類により、知事が別に定める日までに提出しなければならない。

- (1) 大分県介護事業所等に対するサービス継続支援(物品等購入支援)事業補助金交付申請書(第1号様式)
- (2) その他知事が必要と認める書類

(補助条件)

第5条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更(知事が定める軽微な変更を除く。)をする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (5) 補助金の交付を受けた後に、交付対象者の要件に該当しないことが明らかとなった場合又は偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたと知事が認める場合には、交付された補助金を返還しなければならない。
- (6) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならない。

2 規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の交付額に変更を及ぼさない変更とする。

(補助金の交付決定の通知)

第6条 知事は、第4条の規定による交付申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに交付の決定を行い、規則第6条の規定に基づき第2号様式によりその決定の内容を申請者に通知する。

(補助事業の内容等の変更)

第7条 第5条第1項で規定する事業内容等の変更申請書は、第3号様式によるものとする。
2 知事は、前項の規定による変更申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかにその承認を行い、第4号様式により通知する。この場合において、補助金の交付決定額の変更を必要とするときは、変更の決定内容を第5号様式により通知する。

(申請の取下げのできる期間)

第8条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して15日を経過する日までとする。

(事業の中止又は廃止)

第9条 第5条第2項で規定する事業の中止又は廃止の申請は、第6号様式によるものとする。

(補助金の交付請求)

第10条 補助金の交付決定の通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、第7号様式を知事に提出しなければならない。
2 補助金について、知事が必要と認める場合は、交付の決定額の範囲内において概算払いをすることができる。

(実績報告)

第11条 規則第12条の規定による実績報告は、次に掲げる書類により、事業が完了した日から起算して1月を経過した日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受領した日から1月を経過した)又は交付決定を受けた年度の10月31日のいずれか早い期日までに知事に報告しなければならない。

- (1) 大分県介護事業所等に対するサービス継続支援(物品等購入支援)事業実績報告書(第8号様式)
- (2) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 知事は、前条の規定により事業実績報告書の提出を受けた場合においては、その内容を審査し、適当であると認めるときは、当該事業実績報告書に基づき、実績額と交付決定額のい

ずれか少ない方の額により、補助金額を確定し、規則第13条の規定に基づき第9号様式により交付対象者に通知する。

(交付決定の取消し)

第13条 知事は、交付対象者が、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又は知事の命令若しくは指示に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、交付すべき補助金の額を確定した後においても適用があるものとする。

3 知事は、第1項の規定による取消しをしたときは、第10号様式により通知し、既に補助金の交付を行っている場合は、全部又は一部の返還を求めるものとする。

(検査及び報告等)

第14条 知事は、補助金の適正な支出のため、必要に応じて申請者に対し検査、報告その他必要な措置を求めることができる。申請者は、検査及び報告等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

(不当利得の返還)

第15条 知事は、補助金の交付を受けた後に、交付対象者の要件に該当しないことが明らかとなった者又は偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者に対して、交付を行った補助金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第16条 その他必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年度2月補正予算から適用する。

別表1 補助対象となる施設・事業所等の種別ごとの補助基準額

	補助対象施設・事業所の種別	補助基準額
1	集合住宅併設型(同一建物減算の算定がある事業所)	200,000円 / 事業所
2	訪問介護事業所	上記以外であって、1月あたり延べ訪問回数200回以下
3		上記以外であって、1月あたり延べ訪問回数201回以上2,000回以下
4		上記以外であって、1月あたり延べ訪問回数2,001回以上
5		訪問入浴介護事業所 200,000円 / 事業所
6	訪問看護事業所 200,000円 / 事業所	
7	訪問リハビリテーション事業所	200,000円 / 事業所
8	通所介護事業所	1月あたり延べ利用者数300人以下
9		1月あたり延べ利用者数301人以上600人以下
10		1月あたり延べ利用者数601人以上
11	通所リハビリテーション事業所 200,000円 / 事業所	
12	特定施設入居者生活介護(養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く) 200,000円 / 事業所	
13	福祉用具貸与事業所 200,000円 / 事業所	
14	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 200,000円 / 事業所	
15	夜間対応型訪問介護事業所	200,000円 / 事業所
16	地域密着型通所介護事業所	200,000円 / 事業所
17	認知症対応型通所介護事業所	200,000円 / 事業所
18	小規模多機能型居宅介護事業所	200,000円 / 事業所
19	認知症対応型共同生活介護事業所	200,000円 / 事業所
20	地域密着型特定施設入居者生活介護(養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く)	200,000円 / 事業所
21	看護小規模多機能型居宅介護事業所	200,000円 / 事業所
22	居宅介護支援事業所 200,000円 / 事業所	
23	介護老人福祉施設 6,000円 / 定員	
24	介護老人保健施設 6,000円 / 定員	
25	介護医療院 6,000円 / 定員	
26	地域密着型介護老人福祉施設 6,000円 / 定員	
27	短期入所生活介護事業所 6,000円 / 定員	
28	養護老人ホーム 6,000円 / 定員	
29	軽費老人ホーム 6,000円 / 定員	

※通所介護及び訪問介護の事業所規模は、令和7年4月サービス提供分から9月サービス提供分までの平均により判断する。

※介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設、短期入所生活介護事業所、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの定員数は、令和7年4月1日時点の定員により判断する。

※各介護予防サービスは助成対象に含まない。

※介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)を実施する事業所は助成対象に含まず、当該事業の利用者数も基準単価の算定に当たっての利用者数に含まない。

別表2 補助対象事業、補助対象経費

補助対象事業	(1)介護サービスを円滑に継続するための対応	(2)災害備蓄等への対応
補助対象経費	<p>気候変動の影響による猛暑などの困難な事態においても介護サービスを継続するための対策</p> <p>【訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所】</p> <p>ア. 燃料費、有料道路通行料等の移動に伴い必要となる経費</p> <p>イ. ネットクーラー(ヒーター)、熱中症対策ウオッチ、冷感(防寒)ポンチョ、スパイクタイヤ、スタッドレスタイヤ等の猛暑対策用品や雪害対策用品の購入等経費</p> <p>【入所施設、通所系サービス事業所、居住系サービス事業所及び短期入所系サービス事業所】</p> <p>ウ. 光熱水費、燃料費等の入居者・利用者の生活環境改善、職員の負担軽減・勤務環境改善に必要な経費</p> <p>エ. 業務用スポットクーラー、業務用スポットヒーター、ホットカーペット、業務用加湿器、業務用温水給湯器(給湯用、暖房用、融雪用)、遮熱・遮光カーテン、ブラインド、換気扇・送風機/サーキュレーター等の居室や浴室等おける温度管理、湿度管理に必要な設備・物品等の購入等経費</p> <p>【共通】</p> <p>オ. 上記対象経費に類するものとして知事が対象と認める経費</p>	<p>災害発生時にサービス提供体制を維持するために必要な設備・物品等を整備</p> <p>【入所施設、訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所、居住系サービス事業所、短期入所系サービス事業所】</p> <p>ア. 飲料水、食料品等の備蓄物資の購入等経費</p> <p>イ. ポータブル発電機、ポータブル電源・蓄電池等の購入等経費</p> <p>ウ. 衛生用品、医療用品等の購入等経費</p> <p>エ. 簡易浄水器、冷房機、暖房機、簡易トイレ、清潔保持のための用具等の購入等経費</p> <p>オ. その他災害への備えとして必要と認められる経費</p>

- ・基準単価を超えない範囲で、1事業所・施設に(1)と(2)の両方を助成することができる。
- ・1事業所・施設当たり1回まで助成することができる。